

平成 25 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 管理部長 須賀 通雄
電話 0 3 - 3 9 9 1 - 4 5 4 1

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 22 日付「訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしました齊藤紙業株式会社その連帯保証人等に対し、7 億 8329 万 2532 円及びこれに対する支払済みに至るまでの利息及び遅延損害金の支払いを求める訴訟（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しました。

このうち齊藤紙業株式会社等の一部の相手方に対しては、平成 24 年 3 月 1 日付「訴訟の一部判決に関するお知らせ」で公表のとおり、平成 24 年 2 月 27 日に同裁判所より、当社の請求を認める判決が言い渡されましたが連帯保証人である株式会社ゼロワンについては、その後も訴訟が継続しておりました。

この度、平成 25 年 4 月 30 日に同裁判所より、株式会社ゼロワンに対する請求についても当社の請求を認める判決（以下「本判決」）が言い渡されたのでお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成 25 年 4 月 30 日

2. 訴訟の内容と経緯

(1) 訴訟の内容

① 請求金額

連帯保証債務 3 億円及び利息又は遅延損害金

② 請求原因の概要

齊藤紙業株式会社に対し、平成 20 年 10 月 29 日に貸し付けた 3 億円の連帯保証人への支払請求。

(2) 訴訟の経緯

当社は、齊藤紙業株式会社等に対し、貸金返還請求及び連帯保証債務履行請求を行い、訴訟外での解決を目指してきましたが、齊藤紙業株式会社及び同社の連帯保証人がこれに応じなかったため、同社等に対する訴訟準備を進め、平成 23 年 11 月 22 日付で訴訟を提起し、平成 24 年 2 月 27 日に齊藤紙業株式会社及び連帯保証人株式会社中富士に対して、当社の請求を認める判決が言い渡されました。

しかし、株式会社ゼロワンはこの連帯書証債務の存在を争ったため、その後も訴訟が続いておりました。

(3) 判決の内容

判決主文は以下のとおりです。

- i 被告株式会社ゼロワンは、原告に対し、3 億 4907 万 1368 円及びうち 3 億円に対する平成 23 年 10 月 28 日から支払済みに至るまで年 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- ii 訴訟費用は、被告の負担とする。
- iii この判決は、仮に執行することができる。

3. 今後の対応について

株式会社ゼロワンが、本判決に対して不服を申し立てれば、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されることとなります。

なお、この訴訟に関する斉藤紙業株式会社への貸付金及び利息又は遅延損害金につきましては、全額引き当て済みであります。

また、本判決によって、当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上